

第80回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2020年6月26日（金曜日）
午前10時

開催場所

札幌市白石区菊水2条1丁目8番21号
当社本店8階講堂

■ 決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役8名選任の件
- 第4号議案 監査役1名選任の件
- 第5号議案 退任取締役に対する
退職慰労金贈呈の件
- 第6号議案 役員賞与支給の件

目次

第80回定時株主総会招集ご通知	1
事業報告	3
連結計算書類	21
計算書類	31
監査報告書	38
株主総会参考書類	44



北海電気工事株式会社

証券コード 1832

(証券コード 1832)

2020年6月5日

株主各位

札幌市白石区菊水2条1丁目8番21号
北 海 電 気 工 事 株 式 会 社
取締役会長 吉 本 浩 昌

第80回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第80回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない状況にあることから、株主の皆さまにおかれましては、ご自身の健康と安全を最優先にお考えいただき、ご出席の自粛をご検討くださいますようお願い申し上げます。

ご出席に代えて、書面により事前に議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示いただき、2020年6月25日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月26日（金曜日） 午前10時
2. 場 所 札幌市白石区菊水2条1丁目8番21号
当社 本店8階講堂
3. 会議の目的事項
報告事項
 1. 第80期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、連結計算書類および計算書類の内容報告の件
 2. 会計監査人および監査役会の第80期連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役8名選任の件
- 第4号議案 監査役1名選任の件
- 第5号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件
- 第6号議案 役員賞与支給の件

4. 招集にあたっての決定事項

議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会の日の3日前までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 株主総会参考書類および添付書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.hokkaidenki.co.jp/>) に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当年度におけるわが国の経済は、企業収益の高水準や雇用情勢の改善が続くなど、景気は緩やかに回復しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大などの影響により、厳しい状況にあります。

また、北海道地域においては、生産活動に弱さがみられるなど足踏み状態が続いておりましたが、北海道でも、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響が続いております。

建設業界においては、民間設備投資は増加しているものの、労働者不足や建設コストの高止まりの状況が続いております。

このような状況のなかで、2019年4月1日付で北海道計器工業株式会社との吸収合併およびほくでんサービス株式会社の配電事業の吸収分割（以下、「配電事業統合」という。）を行い、新たな体制のもと、当社グループは、企業体質のさらなる強化を図るため、「中期経営計画2016-2020」の取り組みを推進し、全社営業体制による一般大型工事の獲得に向けた営業活動を強力に展開するとともに、利益の確保に向けた原価低減の徹底と業務効率化に、引き続き取り組んでまいりました。

この結果、当年度の業績につきましては、配電事業統合や再生可能エネルギー関連大型工事の増加などの影響により受注工事高および完成工事高は過去最高となりました。利益につきましては、完成工事高の増加などにより、営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益はいずれも前年度を上回り、増収増益となりました。

なお、業績の具体的数値は次のとおりであります。

〔連結業績〕

受注工事高	616億97百万円	(前年度比	10.6%増)
完成工事高	593億50百万円	(前年度比	15.7%増)
営業利益	14億52百万円	(前年度比	28.0%増)
経常利益	16億09百万円	(前年度比	21.5%増)
親会社株主に帰属する当期純利益	10億80百万円	(前年度比	20.3%増)

〔個別業績〕

受注工事高	610億79百万円	(前年度比	11.1%増)
完成工事高	587億31百万円	(前年度比	15.8%増)
営業利益	12億40百万円	(前年度比	19.9%増)
経常利益	14億06百万円	(前年度比	5.7%増)
当期純利益	9億48百万円	(前年度比	1.0%増)

① 企業集団の業績の状況

区 分	前年度	当年度	前年度比 (%)	当年度	前年度比 (%)	次年度
	繰越工事高 (百万円)	受注工事高 (百万円)		完成工事高 (百万円)		繰越工事高 (百万円)
設備工事業	21,976	61,697	110.6	59,350	115.7	24,323

② 当社の部門別業績の状況

区 分	前年度	当年度	前年度比 (%)	当年度	前年度比 (%)	次年度
	繰越工事高 (百万円)	受注工事高 (百万円)		完成工事高 (百万円)		繰越工事高 (百万円)
配電線工事	7,136	27,484	114.7	27,884	115.1	6,736
発送変電工事	2,343	13,161	140.3	9,058	97.2	6,446
地中線工事	4,198	3,496	59.6	4,587	138.8	3,107
通信工事	1,336	4,981	110.6	4,152	99.3	2,166
屋内配線工事	6,600	4,358	61.4	6,253	138.2	4,705
その他工事	110	7,595	182.2	6,795	132.3	911
合 計	21,725	61,079	111.1	58,731	115.8	24,073

(注) その他工事は、電力流通設備の保守業務、電力量計関連業務、管工事等であります。

(2) 部門別の状況

(配電線工事)

配電事業統合に伴い、北海道電力株式会社の配電線工事の受注が増加したことなどから、受注工事高は27,484百万円（前年度比114.7%）、完成工事高は27,884百万円（前年度比115.1%）となりました。

(発送変電工事)

再生可能エネルギー関連の送電線連系工事の受注が増加したことなどにより、受注工事高は13,161百万円（前年度比140.3%）となりましたが、発電電工事が減少したことなどから、完成工事高は9,058百万円（前年度比97.2%）となりました。

(地中線工事)

再生可能エネルギー関連の地中線連系工事の受注が減少したことなどにより、受注工事高は3,496百万円（前年度比59.6%）となりましたが、前年度からの繰越工事が順調に進捗したことなどから、完成工事高は4,587百万円（前年度比138.8%）となりました。

(通信工事)

官公庁や大手通信事業者からの受注が増加したことなどにより、受注工事高は4,981百万円（前年度比110.6%）となりましたが、次年度への繰越工事が増加したことなどから、完成工事高は4,152百万円（前年度比99.3%）となりました。

(屋内配線工事)

再生可能エネルギー関連工事の受注が減少したことなどにより、受注工事高は4,358百万円（前年度比61.4%）となりましたが、前年度からの繰越工事が順調に進捗したことなどから、完成工事高は6,253百万円（前年度比138.2%）となりました。

(その他工事)

配電事業統合に伴い、北海道電力株式会社の電力量計関連業務が増加したことなどから、受注工事高7,595百万円（前年度比182.2%）、完成工事高6,795百万円（前年度比132.3%）となりました。

(3) 設備投資の状況

当年度における設備投資の総額は5億48百万円（無形固定資産を含む。）であり、その用途は主として当社札幌支店石狩配電センター倉庫の建替ならびに本店および支店等の事業所の改修であります。

なお、所要資金は全額自己資金を充当いたしました。

(4) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当社は、2019年4月1日を効力発生日として、当社を存続会社とする吸収合併により、北海道計器工業株式会社の権利義務を承継いたしました。また、同日付で、ほくでんサービス株式会社の配電事業を吸収分割により承継いたしました。

(5) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による極めて厳しい状況が続くと見込まれ、内外経済をさらに下振れさせるリスクに十分注意する必要があります。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響が長期化すれば、企業収益や設備投資などへの影響が懸念され、当社グループを取り巻く経営環境は不透明かつ厳しい状況が続くことが予想されます。

当社グループは、「ビジョン2025」において、「優れた技術と誠意で、お客さまに選ばれ、信頼される総合設備企業として発展し、地域・社会に貢献する。」をビジョンとして定め、この実現のため具体的な行動計画として「中期経営計画2016-2020」（2020年度数値目標：完成工事高550億円、営業利益10億円）を策定しており、2019年度はこの目標を達成しておりますが、上記のような状況を踏まえて、引き続き業績の向上に取り組んでまいります。

(中期経営計画の基本方針)

- ・ほくでんグループの一員として、電力システム改革への適切かつ積極的な対応を通じて電力の安定供給に貢献する。
- ・エネルギー・トータル・ソリューションを展開するとともに、新たな事業を開拓し、総合設備企業として、さらなる発展を目指す。
- ・企業体質のさらなる強化を図る。

(中期経営計画の成長戦略)

- ・電力分野の強化・充実（競争力・エンジニアリング力の強化）
- ・事業領域の拡大と新たな事業の開拓（首都圏の営業基盤強化、メンテナンス・更新工事等の拡大）
- ・エネルギー・トータル・ソリューションの展開と挑戦（新エネルギー関連工事の受注拡大ほか）

当社グループは、親会社である北海道電力株式会社を中心とした「ほくでんグループ」の一員として、電力流通設備の工事・保守を主とする電力分野を基軸としながら、顧客と事業分野の多様化を図り、経営環境の大きな変化にも柔軟かつ迅速に対応できる企業構造への変革を推し進め、さらなる企業価値向上に努めてまいります。

(6) 財産および損益の状況の推移

① 企業集団の財産および損益の状況

区 分	2016年度 第77期	2017年度 第78期	2018年度 第79期	2019年度 第80期
受 注 工 事 高 (百万円)	54,854	49,331	55,808	61,697
完 成 工 事 高 (百万円)	48,157	52,856	51,306	59,350
経 常 利 益 (百万円)	1,011	1,642	1,325	1,609
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	639	1,033	898	1,080
1株当たり当期純利益 (円)	33.16	53.60	46.59	52.14
総 資 産 (百万円)	34,668	35,218	37,054	41,846

② 当社の財産および損益の状況

区 分	2016年度 第77期	2017年度 第78期	2018年度 第79期	2019年度 第80期
受 注 工 事 高 (百万円)	54,370	48,693	54,976	61,079
完 成 工 事 高 (百万円)	47,667	52,238	50,698	58,731
経 常 利 益 (百万円)	973	1,429	1,330	1,406
当 期 純 利 益 (百万円)	616	896	938	948
1株当たり当期純利益 (円)	31.95	46.50	48.67	45.77
総 資 産 (百万円)	34,107	34,400	36,136	40,748

(7) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

会社名	資本金	当社への出資比率	主要な事業内容
北海道電力株式会社	114,291百万円	55.6%	電気事業

- (注) 1. 当社は親会社より配電線工事・発送変電工事・地中線工事等を受注しております。また、当社は親会社に対し資金の貸付を行っております。
2. 2020年4月1日付で北海道電力株式会社のネットワーク部門の分社化に伴い、同社が保有する全ての当社株式が同社の100%子会社である北海道電力ネットワーク株式会社に承継されました。これにより、当社の親会社は北海道電力株式会社および北海道電力ネットワーク株式会社の2社となりました。

② 親会社との間の取引に関する事項

a. 取引をするに当たり自社の利益を害さないように留意した事項

親会社との間の取引については、事前に締結した請負付託単価契約により取引金額を決定するものおよびその都度算定する見積原価をもとに交渉を行い決定するものがあり、その他資金の貸付があります。

当年度における当社の完成工事高に占める親会社の割合は約7割と高いものの、当該取引をするに当たっては、取引条件が他の第三者との取引と著しく相違しないこと等に留意し、当該取引の必要性および合理的な根拠に基づき、価格交渉のうえ決定しております。

また、資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

b. 取引が自社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断およびその理由

当該取引については、少数株主保護のため、当該取引の必要性および合理的な根拠を計画時および定期的に確認しており、当該取引が自社に不利益を与えることがないよう公正かつ適切に対応しております。

また、事業運営に関しては、親会社および企業グループとの協力関係を保ちながら事業展開を図っていく方針であります。当社の事業運営にあたっては独自の経営判断を妨げるものではなく一定の独立性は確保されていると認識しており、経営方針・事業計画については、当社が主体的に決定しております。

以上により、取締役会は当該取引が当社の利益を害することはないと判断しております。

- c. 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見
該当事項はありません。

③ 子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社アイテス	40百万円	100.0%	設備工事業

(8) 主要な事業内容

当社グループは、設備工事業を主な事業内容としております。

当社は、建設業法による特定建設業者および一般建設業者として、国土交通大臣の許可（特－28・般－28）第11196号を受け、電気工事、電気通信工事、土木工事、建築工事、鋼構造物工事、とび・土工工事、管工事、塗装工事および消防施設工事を請負施工しております。

(9) 主要な事業所

① 当社

本 店	北海道札幌市白石区菊水2条1丁目8番21号
支 店	旭川支店、北見支店、札幌支店、岩見沢支店、小樽支店、釧路支店、帯広支店、苫小牧支店、室蘭支店、函館支店
支 社	東京支社
工 事 セ ン タ ー	泊工事センター
電力保守センター	旭川電力保守センター、札幌電力保守センター、釧路電力保守センター、苫小牧電力保守センター、函館電力保守センター

(注) 上記のほか、23営業所があります。

② 子会社

株式会社アイテス

本 店	北海道札幌市西区発寒14条4丁目3番10号
支 店	名寄支店、帯広支店、釧路支店、函館支店

(10) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前年度末比増減数
1,873名	445名増加

(注) 従業員数は、前年度末に比べ445名増加しております。これは主に、2019年4月1日付で配電事業統合を行ったことによるものであります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前年度末比増減数	平均年齢	平均勤続年数
1,745名	441名増加	46.2歳	20.0年

(注) 従業員数は、前年度末に比べ441名増加しております。これは主に、2019年4月1日付で配電事業統合を行ったことによるものであります。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 70,000,000株

(2) 発行済株式の総数 20,718,683株 (自己株式14,424株を除く。)

(注) 2019年4月1日付で配電事業統合を行い、その吸収合併および吸収分割の対価として、新株1,011,080株を発行しております。

(3) 株 主 数 871名

(4) 大 株 主

株 主 名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
北海道電力株式会社	11,519	55.60
北海電工協力会持株会	1,491	7.20
北海電工従業員持株会	904	4.37
美和電気工業株式会社	284	1.37
株式会社ザイエンス	258	1.25
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	164	0.79
株式会社野村商店	161	0.78
石垣電材株式会社	154	0.74
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (三井住友信託銀行再信託分・株式会社ダイヘン退職給付信託口)	154	0.74
共和電気工業株式会社	111	0.54

(注) 1. 持株比率は、自己株式(14,424株)を控除して計算しております。

2. 北海道電力株式会社が所有していた全株式11,519,813株は、同社のネットワーク部門の分社化に伴い、2020年4月1日付で同社の100%子会社である北海道電力ネットワーク株式会社に異動しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項 (1) 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
取締役会長	吉 本 浩 昌		
取締役社長	阿 部 幹 司		
常務取締役	山 角 浩 司	考査室・企画部・総務部・ 法務室・人事労務部・経 理部・資材部担当	
常務取締役	仲 野 孝	安全品質部・配電部・計測 器部・電力工事事部・地中線 部・電力保守部担当	
常務取締役	笠 島 龍 広	営業部・電設工事事部・環境 設備部・情報通信部担当	
取 締 役	石 丸 勝 之	配電部長	
取 締 役	小 林 敬	人事労務部長	
取 締 役	中 村 満	企画部長	
取 締 役	中 村 栄 作		株式会社北海道二十一世紀総 合研究所 代表取締役会長 学校法人札幌国際大学 理事
取 締 役	藪 下 裕 己		北海道電力株式会社 取締役 常務執行役員 送配電カンパ ニー社長 札幌丘珠空港ビル株式会社 社外取締役
取 締 役	奥 村 敦 史		北海道電力株式会社 執行役 員 送配電カンパニー配電部 長
常任監査役 (常勤)	丸 一 郎		
監 査 役 (常勤)	遠 藤 雅 人		
監 査 役	古 郡 宏 章		北海道電力株式会社 常任監 査役 株式会社札幌都市開発公社 社外監査役 株式会社札幌リゾート開発公 社 社外監査役
監 査 役	山 本 剛 司		公認会計士山本剛司事務所 所長

- (注) 1. 取締役会長および取締役社長は、代表取締役であります。
2. 2019年6月27日、吉本浩昌氏は取締役社長から取締役会長に就任いたしました。
3. 2019年6月27日、阿部幹司氏は取締役社長に、藪下裕己氏は取締役に、遠藤雅人氏は監査役に、それぞれ新たに就任いたしました。
4. 2019年6月27日、畠山樹代実氏、藤井裕氏は取締役を任期満了により退任し、船矢祐二氏は監査役を辞任いたしました。
5. 取締役中村栄作氏は、社外取締役であります。
6. 常任監査役丸一郎氏、監査役遠藤雅人氏、山本剛司氏は、社外監査役であります。
7. 取締役中村栄作氏、監査役山本剛司氏は、札幌証券取引所に対し独立役員として届け出ております。
8. 常任監査役丸一郎氏は、当社の親会社である北海道電力株式会社において経理業務の経験を重ねてきており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
9. 監査役古郡宏章氏は、当社の親会社である北海道電力株式会社において経理業務の経験を重ねてきており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
10. 監査役山本剛司氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
11. 2020年3月31日、取締役中村栄作氏は学校法人札幌国際大学の理事を退任いたしました。
12. 2020年3月31日、藪下裕己氏は取締役を辞任いたしました。
13. 2020年3月31日、取締役奥村敦史氏は北海道電力株式会社の執行役員 送配電カンパニー配電部長を退任し、同年4月1日、北海道電力ネットワーク株式会社の取締役 執行役員 配電部長に就任いたしました。
14. 2020年4月1日、監査役古郡宏章氏は北海道電力ネットワーク株式会社の監査役に就任いたしました。

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	人数 (名)	報酬等の額 (百万円)
取 締 役	10	106
監 査 役	4	35
合 計	14	141

- (注) 1. 上記報酬等の額には、2019年6月27日開催の第79回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名、監査役1名を含めております。
2. 上記のうち、社外役員4名に対する報酬等の額は33百万円であります。
3. 上記報酬等の額には、当年度に計上した取締役に対する次の引当金の額を含めております。
- | | |
|-----------|-------|
| 役員賞与引当金 | 25百万円 |
| 役員退職慰労引当金 | 18百万円 |
4. 上記報酬等の額には、当年度に係るものとして支給した使用人兼務取締役の使用人分給与を含めておりません。
5. 当社の親会社である北海道電力株式会社の役員等を兼任の役員（現任2名、当年度中の退任2名）には、報酬等を支給しておりません。
6. 上記報酬等の額のほか、2019年6月27日開催の第79回定時株主総会決議に基づき、退任取締役1名に対し退職慰労金17百万円を支払っております。
- なお、当該金額には、過年度の事業報告において記載した役員退職慰労引当金の計上額17百万円を含めております。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区 分	氏 名	重要な兼職先と当社との関係
社外取締役	中 村 栄 作	株式会社北海道二十一世紀総合研究所の代表取締役会長であります。当社と同社との間には、特別の利害関係はありません。 学校法人札幌国際大学の理事であります。当社と学校法人札幌国際大学との間には、特別の利害関係はありません。
社外監査役	山 本 剛 司	公認会計士山本剛司事務所の所長であります。当社と公認会計士山本剛司事務所との間には、特別の利害関係はありません。

② 主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
社外取締役	中 村 栄 作	当年度に開催した取締役会13回のすべてに出席し、議案の審議等に必要な発言を適宜行いました。
社外監査役	丸 一 郎	当年度に開催した取締役会13回のすべて、および監査役会8回のすべてに出席いたしました。取締役会においては、監査役の立場で発言を適宜行いました。また、監査役会においては、議案の審議等に必要な発言を適宜行いました。
	遠 藤 雅 人	2019年6月27日の就任以降に開催した取締役会10回のすべて、および監査役会6回のすべてに出席いたしました。取締役会においては、監査役の立場で発言を適宜行いました。また、監査役会においては、議案の審議等に必要な発言を適宜行いました。
	山 本 剛 司	当年度に開催した取締役会13回のすべて、および監査役会8回のすべてに出席いたしました。取締役会においては、監査役の立場で発言を適宜行いました。また、監査役会においては、議案の審議等に必要な発言を適宜行いました。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 EY新日本有限責任監査法人

(2) 当年度に係る会計監査人の報酬等の額

①	当年度に係る会計監査人の報酬等の額	24百万円
②	当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	24百万円

- (注) 1. 監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、報酬見積もりなどを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分することができないため、①の金額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当年度に係る上記の報酬等の額以外に、前年度に係る追加報酬が1百万円あります。

(3) 解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会社法第340条の定めによる会計監査人の解任のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められるなど、会計監査人として適当でないと判断される場合その他必要ある場合には、会社法第344条の定めにより、会計監査人の解任または不再任に関する株主総会提出議案の内容を決定いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において「業務の適正を確保するための体制に関する基本方針」を次のとおり決議しております。

【業務の適正を確保するための体制に関する基本方針】

会社法および会社法施行規則に基づき「業務の適正を確保するための体制に関する基本方針」を次のとおり定め、この方針に基づき、効率的かつ公正・透明な事業活動を推進する。

- ① 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ・取締役会を原則として毎月1回開催し、重要な業務執行に関する意思決定を行うとともに、取締役から業務執行状況の報告を受け、取締役の職務の執行を相互に監督する。
 - ・社長、専務取締役、常務取締役等で構成する常務会を原則として毎週1回開催し、経営の全般に関する方針、計画および業務執行に関する重要事項を審議する。
 - ・コンプライアンスに関する方針や行動規範を定め、取締役自ら率先して実践する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - ・取締役の職務執行に係る情報について、保存期間・場所および管理方法等を定めた社内規範に基づき、適切に保存・管理する。
- ③ リスク管理に関する規程その他の体制
 - ・事業運営に関するリスクについて、業務運営方針やこれに基づく業務運営計画等に反映し、方針管理サイクルのなかで適切に管理する。
 - ・リスク管理に関する委員会を置き、各部門等におけるリスクやその対応状況を把握するとともに、指導・調整を行い、全社におけるリスクを横断的に管理する。
 - ・非常災害等の発生に備え、対応組織・情報連絡体制等について社内規範に定めるとともに、防災訓練等を実施する。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・取締役会等において、経営方針等を定め、方針管理サイクルのもとで業務を執行する。
 - ・迅速な意思決定や効率的な業務執行を図るため、指揮命令系統や各職位の責任・権限、業務処理の手続き等を社内規範において明確化するとともに、情報システムを適切に活用する。
 - ・効率性向上の観点から業務執行の状況を把握し、改善を図るため、内部監査部門による監査を実施する。
- ⑤ 従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- ・コンプライアンスに関する委員会を置き、従業員教育・研修の実施等を通じて方針や行動規範の徹底を図るとともに、法令および企業倫理等の遵守、不正防止の全社的活動を推進する。また、内部通報制度の適切な運用を行う。
 - ・法令等遵守の観点から業務執行の状況を把握し、改善を図るため、内部監査部門による監査を実施する。
- ⑥ 当社ならびにその親会社および子会社からなる企業グループにおける業務の適正を確保するための体制
- ・親会社が定めるグループ経営方針、グループ運営に関する規範に基づき、報告等を通じて親会社およびグループ各社との密接な連携のもと業務を執行する。
 - ・親会社が定めるグループのコンプライアンス等に関する方針のもと、業務の適正を確保するための体制・仕組みを整備し、適切に運用する。
 - ・当社と子会社は、子会社の管理に関する規範に基づき、報告等を通じて密接な連携のもと業務を執行する。
 - ・当社が定めるコンプライアンス等に関する社内規範を子会社にも適用する。また、子会社は、リスク管理、取締役の職務の執行が効率的に行われること、取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合すること等、業務の適正を確保するための体制・仕組みを整備し、適切に運用する。

- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項
- ・ 監査役の職務を補助するため、必要な人員を配置する。
- ⑧ 監査役の職務を補助すべき従業員の取締役からの独立性および監査役の指示の実効性の確保に関する事項
- ・ 監査役の職務を補助する従業員は、監査役の指揮命令のもとで職務を執行するものとし、その人事異動等については、事前に監査役と協議する。
- ⑨ 当社の取締役および従業員ならびに子会社の取締役、監査役および従業員が当社の監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ・ 当社の取締役および従業員は、法令に定められる事項に加え、当社の社内規範に基づき、重要な業務執行に関する事項について、当社の監査役に定期的もしくは都度報告する。
 - ・ 子会社の取締役、監査役および従業員は、法令に定められる事項に加え、当社と子会社間で共有する規範に基づき、重要な業務執行に関する事項について、当社の監査役に定期的もしくは都度報告する。
 - ・ 当社および親会社の監査役に報告した者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けることがないよう適切に対応する。
- ⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・ 監査役から取締役等の職務執行状況の聴取や重要な決裁書類の閲覧等を求められた場合は、速やかにこれに応じる。
 - ・ 監査役からその職務の執行について生ずる費用等の請求を受けた場合は、その費用等が職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、これを負担する。
 - ・ 内部監査部門は、内部監査結果の報告等、監査役への情報提供を適切に行う。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、「業務の適正を確保するための体制に関する基本方針」に則り、その体制を整備し運用を行っております。

当年度における運用状況の概要は次のとおりであります。

取締役会を13回開催し、法令および定款に定める事項、重要な業務執行に関する事項等の意思決定を行うとともに、取締役から業務執行状況の報告を受けました。また、社長、常務取締役などで構成する常務会を50回開催し、経営の全般に関する方針、計画および業務執行に関する重要な事項について審議いたしました。

社長を委員長とする「企業行動委員会」において、事業運営に関するリスクの項目および対策の見直しを行い、業務運営方針などの方針管理サイクルのなかで、リスクの把握、評価、対応策の立案、実施状況の確認などを行っております。また、コンプライアンスについても、「企業行動委員会」のもと、従業員研修やeラーニングによる教育を行い、行動指針および法令等遵守などのコンプライアンス意識の向上・定着を図りました。

内部監査部門に専任スタッフを配置し、業務執行の適法性、効率性等に係る内部監査および財務報告に係る内部統制の評価を行う体制としております。内部監査部門は、子会社に対する内部監査を含め、監査結果等について、社長および担当役員へ報告するほか、常勤監査役へ報告を行っております。

監査役は、監査役会で定めた監査の方針などに基づき、取締役会や常務会等の重要な会議への出席、取締役などからの職務執行状況の聴取、重要な決裁書類等の閲覧、業務および財産の調査などにより、取締役の職務の執行の監査を行っております。また、業務執行部門から独立し、監査役の監査業務を補助する専任スタッフ2名を配置しております。

本事業報告に記載の金額および株式数は、表示単位未満の端数を切捨て、比率等については四捨五入して表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
流動資産	28,226	流動負債	10,705
現金預金	5,299	支払手形・工事未払金	6,169
受取手形・完成工事未収入金	17,030	未払費用	2,342
未成工事支出金	1,010	未払法人税等	752
材料貯蔵品	608	未成工事受入金	397
短期貸付金	4,000	工事損失引当金	84
その他	280	役員賞与引当金	25
貸倒引当金	△1	その他	933
固定資産	13,619	固定負債	5,951
有形固定資産	9,960	役員退職慰労引当金	126
建物・構築物	6,156	退職給付に係る負債	5,795
機械、運搬具及び工具器具備品	502	その他	29
土地	3,295	負債合計	16,656
その他	5	純資産の部	
無形固定資産	148	株主資本	24,765
投資その他の資産	3,510	資本金	1,730
投資有価証券	1,249	資本剰余金	5,032
繰延税金資産	2,028	利益剰余金	18,007
その他	231	自己株式	△3
		その他の包括利益累計額	424
		その他有価証券評価差額金	768
		退職給付に係る調整累計額	△344
		純資産合計	25,190
資産合計	41,846	負債・純資産合計	41,846

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 2019年4月1日)
(至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
完 成 工 事 高		59,350
完 成 工 事 原 価		55,603
完 成 工 事 総 利 益		3,747
販売費及び一般管理費		2,294
営 業 利 益		1,452
営 業 外 収 益		
受 取 配 当 金	44	
保 険 配 当 金	65	
そ の 他	54	165
営 業 外 費 用		7
経 常 利 益		1,609
特 別 利 益		
特 定 資 産 売 却 益	6	6
特 定 資 産 除 却 損	20	20
税金等調整前当期純利益		1,596
法人税、住民税及び事業税	800	
法人税等調整額	△284	515
当 期 純 利 益		1,080
親会社株主に帰属する当期純利益		1,080

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 2019年4月1日
至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	1,730	2,368	17,119	△79	21,138
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△192		△192
親会社株主に帰属する当期純利益			1,080		1,080
自己株式の取得				△0	△0
合併等による増減		2,663		76	2,740
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	-	2,663	887	76	3,627
当 期 末 残 高	1,730	5,032	18,007	△3	24,765

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
当 期 首 残 高	589	△587	2	21,140
当 期 変 動 額				
剰余金の配当				△192
親会社株主に帰属する当期純利益				1,080
自己株式の取得				△0
合併等による増減				2,740
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	178	243	422	422
当 期 変 動 額 合 計	178	243	422	4,049
当 期 末 残 高	768	△344	424	25,190

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び連結子会社の名称

連結子会社の数 1社
株式会社アイテス

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用しない関連会社の名称等

関連会社 株式会社札幌電工
(持分法を適用していない理由)

持分法を適用していない関連会社は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため適用範囲から除外しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券の時価があるものについては、決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法によっております。

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

未成工事支出金については、個別法による原価法によっております。(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

材料貯蔵品については、主として総平均法による原価法によっております。(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

② 無形固定資産(リース資産を除く)

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における手持工事のうち、損失発生の可能性が高く、かつ金額を合理的に見積ることができる場合に、その損失見込額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う額を計上しております。

④ 役員退職慰労引当金

役員及び執行役員の退職慰労金の支出に備えるため、退職慰労金内規に基づく連結会計年度末要支給額を計上しております。

4. その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整のうえ、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

(2) 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

① 当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事

工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）によっております。

② その他の工事

工事完成基準によっております。

(3) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(連結貸借対照表に関する注記)

有形固定資産の減価償却累計額 10,420百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式 20,733,107株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年6月27日 定時株主総会	普通株式	192	10	2019年3月31日	2019年6月28日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2020年6月26日開催予定の定時株主総会において、次のとおり付議いたします。

株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当金の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
普通株式	207	利益剰余金	10	2020年3月31日	2020年6月29日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については安全性及び流動性に優れた金融資産を基本としております。また、資金調達については銀行借入を基本とし、デリバティブについては全く利用しておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形・完成工事未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、信用調査マニュアルに従い、主な取引先の信用状況を把握する体制としております。

短期貸付金は、親会社である北海道電力(株)のグループ内におけるキャッシュ・マネジメント・サービス(CMS)によるものであり、貸付先である同社の信用リスクに晒されておりますが、定期的に同社の経営状況を把握することにより適切に管理しております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスク、発行体の信用リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しております。

営業債務である支払手形・工事未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日でありませぬ。

また、営業債務は、流動性リスクに晒されておりますが、月次資金予算を策定するなどの方法により管理しております。

(3) 信用リスクの集中

当連結会計年度末における営業債権のうち63%が特定の大口顧客に対するものでありませぬ。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（(注) 2 参照）。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金預金	5,299	5,299	－
(2) 受取手形・完成工事未収入金	17,030	17,030	－
(3) 短期貸付金	4,000	4,000	－
(4) 投資有価証券 その他有価証券	1,181	1,181	－
資産計	27,511	27,511	－
(1) 支払手形・工事未払金	6,169	6,169	－
(2) 未払法人税等	752	752	－
負債計	6,922	6,922	－

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金預金、(2) 受取手形・完成工事未収入金、(3) 短期貸付金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式は取引所の価格によっております。

負 債

(1) 支払手形・工事未払金、(2) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	68

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(4) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

(1 株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	1,215円81銭
2. 1株当たり当期純利益	52円14銭

(企業結合に関する注記)

共通支配下の取引等

(1) 企業結合の目的

将来に亘る電力の安定供給に向けた配電事業の効率的かつ最適な業務運営体制の構築及び新規事業領域の拡大を目指します。

(2) 吸収合併の概要

① 消滅会社の名称及び事業内容

名称 北海道計器工業株式会社 (以下「計器工業」といいます。)

事業の内容 電力量計の整備・製造・販売及び検定代弁、電気計器・機器の試験及び工事

② 企業結合日

2019年4月1日

③ 合併の方式

当社を存続会社及び計器工業を消滅会社とする吸収合併

④ 合併に係る割当ての内容

	当社 (吸収合併存続会社)	計器工業 (吸収合併消滅会社)
合併に係る割当ての内容 (合併比率)	1	18.52

(注) 1. 株式の割当比率

当社は、合併の効力発生日の直前の時点において北海道電力株式会社 (以下「北海道電力」といいます。) が有する計器工業の普通株式1株に対して、当社の普通株式18.52株を割当て交付いたしました。

2. 合併により交付した株式数

合併により消滅会社である計器工業の株主である北海道電力に対し当社普通株式1,000,080株を交付いたしました。

なお交付株式については、当社が保有する自己株式 (2019年3月31日現在439,598株) のうち430,000株を充当し、残数570,080株については新たに当社普通株式を発行いたしました。

(3) 吸収分割の概要

① 分割会社の名称及び承継した事業内容

名称 ほくでんサービス株式会社（以下「ほくでんサービス」といいます。）
事業の内容 配電設備の調査・設計・保守等

② 企業結合日

2019年4月1日

③ 分割の方式

当社を承継会社及びほくでんサービスを分割会社とする同社の配電事業の吸収分割

④ 分割に係る割当ての内容

当社は分割対象事業の対価として、ほくでんサービスに対して新たに当社の普通株式441,000株を発行し割当て交付いたしました。

(4) 結合後企業の名称

北海電気工事株式会社

(5) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

計算書類

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
流動資産	27,643	流動負債	10,768
現金預金	4,815	支払手形	482
受取手形	237	工事未払金	5,991
完成工事未収入金	16,708	リース負債	2
未成工事支出金	995	未払費用	202
材料貯蔵品	608	未払法人税等	2,251
短期貸付金	4,000	未成工事収入金	685
前払費用	21	預り金	397
その他当金	256	工事損失引当金	65
貸倒引当金	△1	役員賞与引当金	84
		その他	25
固定資産	13,105	そ	579
有形固定資産	9,649	固定負債	5,223
建物	5,509	リース負債	9
構築物	392	退職給付引当金	5,079
機械装置	245	役員退職慰労引当金	114
車両運搬具	11	その他	20
工具器具・備品	217		
土地	3,265	負債合計	15,991
建設仮勘定	5		
無形固定資産	145	純資産の部	
ソフトウェア	112	株主資本	23,988
その他	32	資本金	1,730
投資その他の資産	3,311	資本剰余金	5,032
投資関係会社株券	1,247	資本準備金	2,364
長期前払費用	42	その他資本剰余金	2,667
繰延税金資産	24	利益剰余金	17,230
その他	1,792	利益準備金	250
	204	その他利益剰余金	16,979
		別途積立金	10,081
		繰越利益剰余金	6,898
		自己株式	△3
		評価・換算差額等	768
		その他有価証券評価差額金	768
資産合計	40,748	純資産合計	24,756
		負債・純資産合計	40,748

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

損益計算書

(自 2019年4月1日
至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	額
完 成 工 事 高		58,731
完 成 工 事 原 価		55,309
完 成 工 事 総 利 益		3,422
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,182
営 業 利 益		1,240
営 業 外 収 益		
受 取 配 当 金	44	
保 険 配 当 金	65	
受 取 賃 貸 料	23	
そ の 他	40	174
営 業 外 費 用		7
経 常 利 益		1,406
特 別 利 益		
特 別 固 定 資 産 売 却 益	6	6
特 別 固 定 資 産 除 却 損	20	20
税 引 前 当 期 純 利 益		1,393
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	714	
法 人 税 等 調 整 額	△270	444
当 期 純 利 益		948

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 2019年4月1日
至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他 利益剰余金 別途積立金
当 期 首 残 高	1,730	2,364	3	2,368	250	10,081
当 期 変 動 額						
剰余金の配当						
当期純利益						
自己株式の取得						
合併等による増減			2,663	2,663		
株主資本以外の 当期変動額(純額)						
当 期 変 動 額 合 計	-	-	2,663	2,663	-	-
当 期 末 残 高	1,730	2,364	2,667	5,032	250	10,081

	株主資本				評価・換算 差額等	純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	
	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計				
当 期 首 残 高	6,142	16,474	△79	20,492	589	21,082
当 期 変 動 額						
剰余金の配当	△192	△192		△192		△192
当期純利益	948	948		948		948
自己株式の取得			△0	△0		△0
合併等による増減			76	2,740		2,740
株主資本以外の 当期変動額(純額)					178	178
当 期 変 動 額 合 計	755	755	76	3,495	178	3,674
当 期 末 残 高	6,898	17,230	△3	23,988	768	24,756

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式については、移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券の時価があるものについては、決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法によっております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

未成工事支出金については、個別法による原価法によっております。(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

材料貯蔵品については、主として総平均法による原価法によっております。(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は、建物・構築物3～50年、機械・運搬具4～17年であります。

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上していません。

(2) 工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における手持工事のうち、損失発生の可能性が高く、かつ金額を合理的に見積ることができる場合に、その損失見込額を計上してあります。

(3) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

なお、未認識数理計算上の差異の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

(5) 役員退職慰労引当金

役員及び執行役員の退職慰労金の支出に備えるため、退職慰労金内規に基づく事業年度末要支給額を計上しております。

4. 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

(1) 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事

工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）によっております。

(2) その他の工事

工事完成基準によっております。

5. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	10,232百万円
2. 関係会社に対する金銭債権・債務	
(1) 関係会社に対する短期金銭債権	14,811百万円
(2) 関係会社に対する短期金銭債務	589百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

(1) 営業取引の取引高

売上高	40,676百万円
営業費用	2,633百万円

(2) 営業取引以外の取引高	20百万円
----------------	-------

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	14,424株
------	---------

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

退職給付引当金	1,544百万円
未払賞与	407百万円
減損損失	64百万円
未払事業税	50百万円
未払法定福利費	61百万円
役員退職慰労引当金	34百万円
その他	98百万円

繰延税金資産小計	2,261百万円
----------	----------

評価性引当額	△127百万円
--------	---------

繰延税金資産合計	2,134百万円
----------	----------

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△341百万円
--------------	---------

繰延税金負債合計	△341百万円
----------	---------

繰延税金資産純額	1,792百万円
----------	----------

(関連当事者との取引に関する注記)

親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の 内容	議決権等の 被所有割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	北海道電力株式会社	札幌市中央区	114,291	電気事業	直接 55.65	電気工事の 請負施工等	工事 請負等	40,675	完成工事 未収入金	10,805
					間接 0.16		資金の 貸付 利息の 受取	2,000 6	短期 貸付金 流動資産 その他	4,000 0

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 工事請負については、事前に締結した請負付託単価契約により取引金額を決定するもの及び、その都度算定する見積原価をもとに交渉を行い決定するものがあります。
2. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
なお、取引金額は、純額表示としております。
3. 取引金額には、消費税等が含まれておらず、各科目の残高には、消費税等が含まれております。
4. 2020年4月1日付で北海道電力株式会社のネットワーク部門の分社化に伴い、同社が保有する全ての当社株式が同社の100%子会社である北海道電力ネットワーク株式会社に承継されました。これにより、当社の親会社は北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社の2社となりました。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 1,194円91銭
2. 1株当たり当期純利益 45円77銭

(企業結合に関する注記)

共通支配下の取引等

「連結注記表（企業結合に関する注記）」に記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2020年5月18日

北海電気工事株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

札幌事務所

指定有限責任社員 公認会計士 藤原 明 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 藤森 允浩 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、北海電気工事株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、北海電気工事株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2020年5月18日

北海電気工事株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

札幌事務所

指定有限責任社員 公認会計士 藤原 明 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 藤森 允浩 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、北海電気工事株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第80期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第80期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、重点監査項目等を定めた監査計画に基づき、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受け、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、監査計画に従い、取締役、考査室（内部監査部門）その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の構築及び運用の状況を調査いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号口の判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討いたしました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを確認するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月19日

北海電気工事株式会社 監査役会

常任監査役（常勤） 丸 一 郎 ㊟

監 査 役（常勤） 遠 藤 雅 人 ㊟

監 査 役 古 郡 宏 章 ㊟

監 査 役 山 本 剛 司 ㊟

(注) 監査役丸一郎、監査役遠藤雅人、監査役山本剛司は、社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

当年度の期末配当につきましては、「安定配当の継続」の基本方針ならびに当年度の業績を総合的に勘案し、1株につき10円とさせていただきたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金10円

配当総額 207,186,830円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年6月29日（月曜日）

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 取締役および監査役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会の決議によって取締役および監査役の責任を法令の定める範囲内で免除することができる旨、ならびに取締役（業務執行取締役等である者を除く。）および監査役として適切な人材の確保を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）および監査役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定を、定款第34条（取締役の責任免除）および定款第44条（監査役の責任免除）として新設するものであります。

なお、定款第34条の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。

- (2) 上記条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p>	<p>(取締役の責任免除) <u>第34条</u> 本会社は、<u>会社法第426条第1項の</u> <u>規定により、取締役会の決議によって、</u> <u>同法第423条第1項の取締役（取締役</u> <u>であった者を含む。）の責任を法令の限</u> <u>度において免除することができる。</u> 2 本会社は、<u>会社法第427条第1項の</u> <u>規定により、取締役（業務執行取締役</u> <u>等である者を除く。）との間に、同法第</u> <u>423条第1項の責任を限定する契約を</u> <u>締結することができる。ただし、当該</u> <u>契約に基づく責任の限度額は、法令に</u> <u>定める額とする。</u></p>
<p>第<u>34条</u>～第<u>42条</u> (条文省略)</p>	<p>第<u>35条</u>～第<u>43条</u> (現行どおり)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(監査役の責任免除) <u>第44条</u> 本会社は、<u>会社法第426条第1項の</u> <u>規定により、取締役会の決議によって、</u> <u>同法第423条第1項の監査役（監査役</u> <u>であった者を含む。）の責任を法令の限</u> <u>度において免除することができる。</u> 2 本会社は、<u>会社法第427条第1項の</u> <u>規定により、監査役との間に、同法第</u> <u>423条第1項の責任を限定する契約を</u> <u>締結することができる。ただし、当該</u> <u>契約に基づく責任の限度額は、法令に</u> <u>定める額とする。</u></p>
<p>第<u>43条</u>～第<u>49条</u> (条文省略)</p>	<p>第<u>45条</u>～第<u>51条</u> (現行どおり)</p>

第3号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（10名）は、本総会終結の時をもって任期が満了となりますので、取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名	現在の当社における地位および担当	取締役会 出席状況
1	よしもと ひろまさ 吉 本 浩 昌	再任	取締役会長 13回／13回
2	あべ かんじ 阿 部 幹 司	再任	取締役社長 10回／10回
3	かさじま たつひろ 笠 島 龍 広	再任	常務取締役 営業部・電設工事部・環境設備部・ 情報通信部担当 13回／13回
4	こばやし ひろし 小 林 敬	再任	取締役 人事労務部長 13回／13回
5	なかむら みつる 中 村 満	再任	取締役 企画部長 13回／13回
6	おくむら あつし 奥 村 敦 史	再任	取締役 13回／13回
7	なかむら えいさく 中 村 栄 作	再任 社外取締役 独立役員	社外取締役 13回／13回
8	はやし ゆうじ 林 裕 司	新任 社外取締役 独立役員	— —

(注) 阿部幹司氏の取締役会出席状況は、2019年6月27日の就任後に開催された取締役会を対象としております。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
1	よしもとひろまさ 吉本浩昌 (1956年1月9日生) 再任	1978年4月 北海道電力株式会社 入社 2007年7月 同 理事北見支店長 2008年6月 同 理事東京支社長 2010年6月 同 常務取締役 2010年6月 当社 社外取締役(2012年6月退任) 2013年6月 北海道計器工業株式会社 取締役社長 2017年4月 当社 顧問 2017年6月 当社 取締役社長 2019年6月 当社 取締役会長(現任)	7,200株
[取締役候補者とした理由] 当社親会社の北海道電力株式会社において常務取締役、および北海道計器工業株式会社において取締役社長を務めた後、当社では2017年6月の取締役就任以来取締役社長および取締役会長を務め、経営者として企業経営全般に関する豊富な経験と高い知見を有していることから、引き続き取締役候補者としていたしました。			
2	あべかんじ 阿部幹司 (1956年11月22日生) 再任	1979年4月 北海道電力株式会社 入社 2008年4月 同 配電部長 2008年6月 当社 社外取締役(2011年6月退任) 2009年7月 北海道電力株式会社 理事配電部長 2011年6月 同 常務取締役 お客さま本部副本部長 2012年6月 同 常務取締役 企画本部副本部長、お客さま本部副本部長 2013年6月 同 常任監査役 2016年6月 当社 監査役(2017年6月辞任) 2017年6月 北海道計器工業株式会社 取締役社長 2019年4月 当社 顧問 2019年6月 当社 取締役社長(現任)	1,400株
[取締役候補者とした理由] 当社親会社の北海道電力株式会社において常務取締役および常任監査役を務めた後、2019年3月まで同年4月1日に当社が吸収合併した北海道計器工業株式会社において取締役社長を務め、また、当社では、社外取締役、監査役、および2019年6月の取締役就任以来取締役社長を務め、経営者として企業経営全般に関する豊富な経験と高い知見を有していることから、引き続き取締役候補者としていたしました。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
3	かさ じま たつ ひろ 笠 島 龍 広 (1957年7月13日生) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">再任</div>	1980年4月 株式会社テクセル 入社 2010年4月 当社 苫小牧支店長 2012年4月 当社 ソリューション営業部長 2013年6月 当社 理事ソリューション営業部長 2015年6月 当社 取締役ソリューション営業部長 2017年4月 当社 取締役営業部長 2018年6月 当社 常務取締役〔営業部・電設工事部・環境設備部・情報通信部担当〕(現任)	32,505株
<p>[取締役候補者とした理由]</p> <p>当社苫小牧支店長およびソリューション営業部長を務めるなど、当社における豊富な実務経験と高い専門知識を有しており、2015年6月取締役に就任し、現在は営業、電設、環境設備および情報通信部門を担当する常務取締役として、当社経営全般に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。</p>			
4	こ ばやし ひろし 小 林 敬 (1958年6月19日生) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">再任</div>	1982年4月 北海道電力株式会社 入社 2003年8月 当社 出向 人事労務部次長 2005年4月 当社 出向 人事労務部部長代理 (2005年8月出向解除) 2008年6月 北海道電力株式会社 人事労務部次長 2013年6月 同 人事労務部部长 2014年6月 当社 人事労務部長 2015年6月 当社 理事人事労務部長 2016年6月 当社 取締役人事労務部長 (現任)	6,900株
<p>[取締役候補者とした理由]</p> <p>当社親会社の北海道電力株式会社および当社において人事労務部門を中心に豊富な業務経験と実績を重ね、2016年6月当社取締役人事労務部長に就任し、取締役として当社経営に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
5	なかむらみつる 中村 満 (1958年7月22日生) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div>	1981年4月 北海道電力株式会社 入社 2010年4月 同 旭川統括電力センター所長 2012年7月 同 電力技術センター（現 基幹系 工事センター）所長 2013年7月 同 理事基幹系工事センター所長 2014年7月 同 執行役員 基幹系工事センター 所長 2016年6月 同 執行役員 工務部長 2016年7月 同 上席執行役員 工務部長 2018年4月 同 上席執行役員 送配電カンパニ ー工務部長 2018年6月 当社 取締役企画部長（現任）	400株
[取締役候補者とした理由] 当社親会社の北海道電力株式会社において執行役員および上席執行役員として工務部長を務めるなど、電力流通部門を中心に豊富な業務経験と実績を重ね、2018年6月当社取締役企画部長に就任し、取締役として当社経営に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者いたしました。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
6	おくむらあつし 奥村敦史 (1962年11月15日生) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">再任</div>	1986年 4月 北海道電力株式会社 入社 2006年 3月 同 配電部業務企画グループリーダ ー 2009年 4月 同 岩見沢支店滝川営業所長 2011年 4月 同 帯広支店 営業部長 2014年 6月 同 配電部業務企画グループリーダ ー 2017年 6月 同 配電部長 2017年 6月 当社 取締役（現任） 2018年 4月 北海道電力株式会社 送配電カンパニ ー配電部長 2018年 7月 同 執行役員 送配電カンパニー配 電部長 2020年 4月 北海道電力ネットワーク株式会社 取 締役 執行役員 配電部長（現 任） （重要な兼職の状況） 北海道電力ネットワーク株式会社 取締役 執行役員 配電部長	0株
<p>[取締役候補者とした理由]</p> <p>当社親会社の北海道電力株式会社において執行役員配電部長、および北海道電力ネットワーク株式会社において取締役執行役員配電部長を務めるなど、配電部門を中心に豊富な業務経験と実績を重ねており、2017年6月からは当社取締役に就任し、当社経営に関する知見を有しております。今後もその豊富な経験と知見を当社経営に活かしていただくため、引き続き取締役候補者といいたしました。</p>			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
7	<p>なかむらえいさく 中村栄作 (1955年3月30日生)</p> <p>再任</p> <p>社外取締役</p> <p>独立役員</p>	<p>1977年4月 株式会社北海道拓殖銀行 入行 2004年1月 株式会社北洋銀行 公金・情報部長 2005年4月 同 業務企画部担当部長 2006年6月 同 業務企画部長 2009年6月 同 執行役員 法人部長 2010年6月 同 取締役法人部長 2012年6月 同 常務取締役 2012年6月 当社 社外監査役(2015年6月辞任) 2015年6月 株式会社北海道二十一世紀総合研究所 代表取締役社長 2015年6月 当社 社外取締役(現任) 2016年4月 学校法人札幌国際大学 理事 2019年6月 株式会社北海道二十一世紀総合研究所 代表取締役会長(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 株式会社北海道二十一世紀総合研究所 代表取締役会長</p>	6,000株
<p>[社外取締役候補者とした理由]</p> <p>金融機関の常務取締役ならびにシンクタンクの代表取締役社長および代表取締役会長など企業経営者としての豊富な経験および地域経済に関する知見をもとに、当社経営を監督していただくとともに独立した客観的かつ専門的見地から有益かつ適切な意見および助言により、当社経営判断の客観性、適正性を高めていただくため、引き続き社外取締役候補者としていたしました。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
8	はやし ゆう じ 林 裕 司 (1950年1月12日生) <input type="text" value="新任"/> <input type="text" value="社外取締役"/> <input type="text" value="独立役員"/>	1977年4月 弁護士登録(札幌弁護士会) 1977年4月 河谷法律事務所 入所 1979年4月 林裕司法律事務所 開所(現任) 2016年6月 北海道旅客鉄道株式会社 社外監査役 (現任) (重要な兼職の状況) 弁護士 北海道旅客鉄道株式会社 社外監査役	0株
[社外取締役候補者とした理由] 弁護士としての豊富な経験および知見をもとに、当社経営を監督していただくとともに独立した客観的かつ専門的見地から適切な意見および助言により、当社経営判断の客観性、適正性を高めていただけると判断し、社外取締役候補者いたしました。			

- (注) 1. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 中村栄作氏および林裕司氏は、社外取締役候補者であります。
3. 中村栄作氏の当社の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。
4. 中村栄作氏は、札幌証券取引所に対し独立役員として届け出ており、再任された場合引き続き独立役員となる予定であります。
5. 林裕司氏は、札幌証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。
6. 当社は、中村栄作氏および林裕司氏の選任が承認可決された場合、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、両氏との間で、会社法第423条第1項に関する責任を法令に定める限度額に限定する契約を締結する予定であります。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役古郡宏章氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
<p style="text-align: center;">あき た こう じ 秋 田 耕 児 (1958年6月4日生)</p> <div style="border: 1px solid black; width: fit-content; margin: 10px auto; padding: 2px 5px;">新任</div>	<p>1981年4月 北海道電力株式会社 入社 2012年4月 同 工務部系統運用グループリーダー 2013年9月 同 工務部部长〔系統運用担当〕 2015年6月 同 総合研究所長 2015年7月 同 執行役員 総合研究所長 2017年6月 同 監査役 2018年6月 同 常任監査役（現任） 2018年6月 株式会社札幌副都心開発公社 監査役 （現任） 2020年4月 北海道電力ネットワーク株式会社 監査役 （現任）</p> <p>（重要な兼職の状況） 北海道電力株式会社 常任監査役 北海道電力ネットワーク株式会社 監査役 株式会社札幌副都心開発公社 監査役</p>	0株
<p>〔監査役候補者とした理由〕</p> <p>当社親会社の北海道電力株式会社において、工務部部长および執行役員総合研究所長を務めた後、2017年6月からは監査役および常任監査役として監査業務に携わっており、経営全般および監査業務に関する豊富な経験と高い知見を有しております。専門的見地および客観的な立場から当社の適切な監査に携わっていただけると判断し、監査役候補者といえました。</p>		

- (注) 1. 秋田耕児氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 秋田耕児氏は、古郡宏章氏の補欠として選任をお願いする候補者であり、本総会において選任された場合の任期は、当社定款の定めにより、辞任した監査役の任期の満了する時までとなります。

第5号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって取締役を退任される山角浩司氏、仲野孝氏、石丸勝之氏に対し、在任中の労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、時期、方法等については、取締役会にご一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
やま かど こう し 山 角 浩 司	2015年6月 当社 常務取締役（現任）
なか の たかし 仲 野 孝	2010年6月 当社 取締役電力工事部長 2015年6月 当社 常務取締役（現任）
いし まる かつ ゆき 石 丸 勝 之	2015年6月 当社 取締役配電部長（現任）

第6号議案 役員賞与支給の件

当年度末時の取締役8名に対し、当年度の業績等を勘案して、役員賞与総額25,327千円を支給させていただきたいと存じます。

なお、社外取締役1名および親会社である北海道電力株式会社の役員等を兼任の取締役2名につきましては、役員賞与支給の対象としておりません。

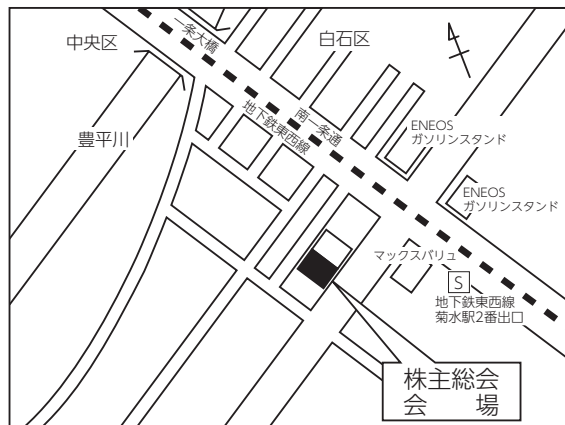
以 上

株主総会会場ご案内

札幌市白石区菊水2条1丁目8番21号

北海電気工事株式会社 本店8階講堂

電話011-811-9411 (代表)



地下鉄東西線「菊水駅」2番出口より徒歩1分。

なお、当社では特に駐車場のご用意はいたしませんので、
ご了承ください。



見やすいユニバーサル
デザインフォントを
採用しています。